

鹿児島県交通安全教育センター広告付案内板設置事業者募集要項

鹿児島県交通安全教育センター（以下「免許センター」という。）に行政情報としての案内や広告等を掲載する広告付案内板（以下「案内板」という。）を設置するに当たり、案内板の制作、設置及び広告を一体的に取り扱う事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項を御承知の上、お申し込みください。

1 公募物件

(1) 設置場所、案内板（案内板については、下記数値の範囲内とします。）

鹿児島市南栄5丁目1番2号 免許センター 1階

ア 1階待合ホール壁面

液晶ディスプレイ 4機

1機当たり 750mm（縦）×1,250mm（横）×350mm（奥行）

イ 1階待合スペース

広告スタンド（液晶ディスプレイ2機を含む） 1台

1,950mm（縦）×1,000mm（横）×750mm（奥行）

(2) 掲載内容

ア 掲載内容は、警察行政情報、免許センター案内及び広告とします。

イ 掲載する情報は、1年度に1回更新してください。

ウ 警察行政情報は、警察広報等に関する情報を掲載してください。内容については、鹿児島県警察本部から提供された資料等に基づき作成し、協議の上、掲載してください。

エ 免許センター案内は、多言語表示に努めてください。

オ 免許センター案内は、必要に応じて修正を指示する場合があります。

カ 広告内容については、広告掲載前に鹿児島県警察本部の事前審査を受けてください。

また、広告枠内に、広告である旨を分かりやすく表記してください。

(3) 広告掲載取扱基準

次のいずれかに該当する内容の広告は、掲載することができません。

ア 法令、規則等に違反するもの

イ 責任の所在が不明確なもの

ウ 内容が不明確なもの

エ 事実と異なる内容を含むもの

オ 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの

カ 比較広告（二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。）

キ 美観風致を害するおそれがあるもの

ク 第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがあるもの

ケ 次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって、有害であると認められるもの

- (ア) 性的感情を著しく刺激するもの
- (イ) 犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの
- (ウ) 粗暴性、残虐性を著しく助長するもの
- コ その他、広告として掲載することが適当でないと認められるもの

(4) その他

ア 電気を使用する場合、電源の使用は開庁時間のおおむね1時間前から閉庁時間まで（開庁時間帯は、月曜日から金曜日まで（休日を除く。）は午前8時30分から午後5時15分まで、日曜日は午前7時45分から午後4時30分まで）とし、機器により自動制御を行ってください。

また、電気料金は子メーターを設置し、その使用実績に基づき鹿児島県（以下「県」という。）が算定した額を設置事業者の負担とします。子メーターの設置費用等の経費は、設置事業者の負担となります。

イ 省エネルギー等の環境負荷を低減した広告媒体の設置に努めてください。

2 応募資格要件

(1) 次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

ア 当該応募に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 県との契約等において次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は応募代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由なく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合があります。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下「暴力団員等」という。）

(ウ) 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等

(エ) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等

(オ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等

- (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は関与している法人等
- (キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (ク) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (ケ) (ア)から(ク)までに定める者の依頼を受けて申込みしようとする法人等

(注1)「法人等」とは、法人、その他団体又は個人をいいます。

(注2)「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

- ① 法人にあつては、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下③同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者
- ② 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事、その他①に掲げる者と同等の責任を有する者
- ③ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わずその経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

3 公募条件等

- (1) 広告媒体を設置するための県有財産の貸付け
- (2) 貸付料等

ア 貸付期間

貸付期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします（更新はできません。）。ただし、県が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置事業者が貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他県が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

イ 貸付料

設置事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜額）に100分の110を乗じて得た額をもって、年額貸付料とします。

なお、年額貸付料は、県の発行する納入通知書により、県が指定する期日までに全額納入してください。

※ 応募価格には、光熱水費は含まないものとします。

ウ 光熱水費及びその他必要経費

光熱水費、広告媒体の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他必要とされる一切の経費（県が必要な指示を行う場合があります。）は設置事業者の負担とします。

エ 原状回復等

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に要した費用は設置事業者が負担することとし、設置事業者は、県に対し、原状回復に要した費用、広告媒体の設置に伴い支出した必要費、有益費その他一切の費用について、補償を請求することができません。

(3) 使用上の制限

ア 貸付契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めてください。

イ 広告媒体を設置する権利を県の承認を得ないで第三者に譲渡又は転貸することはできません。

ウ 設置事業者は、常に善良なる管理者の配意・注意をもって、広告物を維持管理しなければなりません。

また、広告物の落下、破損等により、人的又は物的な損害が生じた場合、設置事業者の責任において解決することが必要です。

4 応募申込手続

(1) 申込方法

次の申込先に必要書類を郵送又は持参によるものとし、電話、ファックス及びインターネットによる受付は行いません。

【申込先及び問合せ先】

〒890-8566 鹿児島市鴨池新町10番1号 (電話) 099-206-0110

鹿児島県警察本部警務部会計課管財係

(2) 申込期間

令和6年12月20日から令和7年1月9日までのそれぞれの日（鹿児島県の休日を含む。平成元年鹿児島県条例第37号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 提出書類

ア 応募申込書（別記第1号様式）

イ 誓約書（別記第2号様式）

ウ 広告媒体の概要が分かる資料（使用計画書、関係図面等）

エ 事業概要

（法人） 登記簿（履歴事項全部証明書）

（個人） 確定申告書の控えの写し

5 設置業者の決定

(1) 資格審査

提出された必要書類の審査を行い、応募資格要件に定める資格を全て満たしている者を選定対象者とします。

なお、資格審査の中で、応募者が暴力団関係者でないことを照会、確認することとしていますので、御承知ください。

(2) 価格審査

選定対象者のうち、県が定めた最低貸付料（※公表しません。）以上で、最高の価格をもって有効な応募申込みを行った者を設置事業者とします。

なお、最高価格での応募が2者以上ある場合は、くじにより選定します。

(3) 応募申込書等の書き換えの禁止

応募者は、一旦提出した応募申込書等の書き換え、引換え又は撤回をすること

はできません。

(4) 応募申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、無効となります。

ア 応募資格のない者が行った応募申込み

イ 応募申込みに関し不正な行為を行った応募申込み

ウ 応募申込書等の金額、氏名、印鑑その他主要な部分について誤字脱字又は判読不能な文字がある応募申込み

エ 記名押印を欠く応募申込み及び金額を訂正した応募申込み

オ 応募申込書等（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った応募申込み

カ アからオに掲げるもののほか、この募集要項に規定する応募に関する条項に違反した者の応募申込み

(5) 結果の公表等

設置事業者の決定後、応募者に選定結果を連絡します。

各応募者の応募価格が県が定めた最低貸付料に達しなかった場合は、希望者から再度応募申込書を提出していただき、設置事業者を選定します。

また、応募者数等の応募状況、設置事業者名及び契約金額について、ホームページ等において公表する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

6 設置業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付けの手續に応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募の資格を失った場合

7 契約事務等

設置事業者の決定後、県有建物賃貸借契約を締結します。設置事業者は、別途定める期日までに、次の書類を提出していただきます。

なお、契約・貸付手續に関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

- (1) 行政財産貸付申請書（県指定様式）
- (2) 県有建物賃貸借契約書（県指定様式）

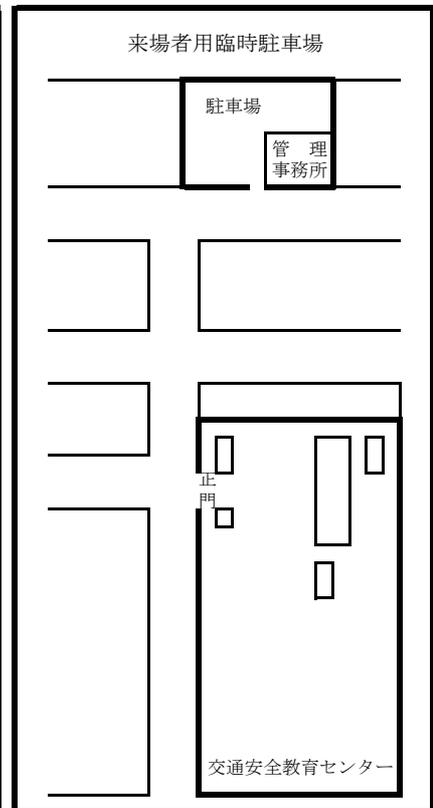
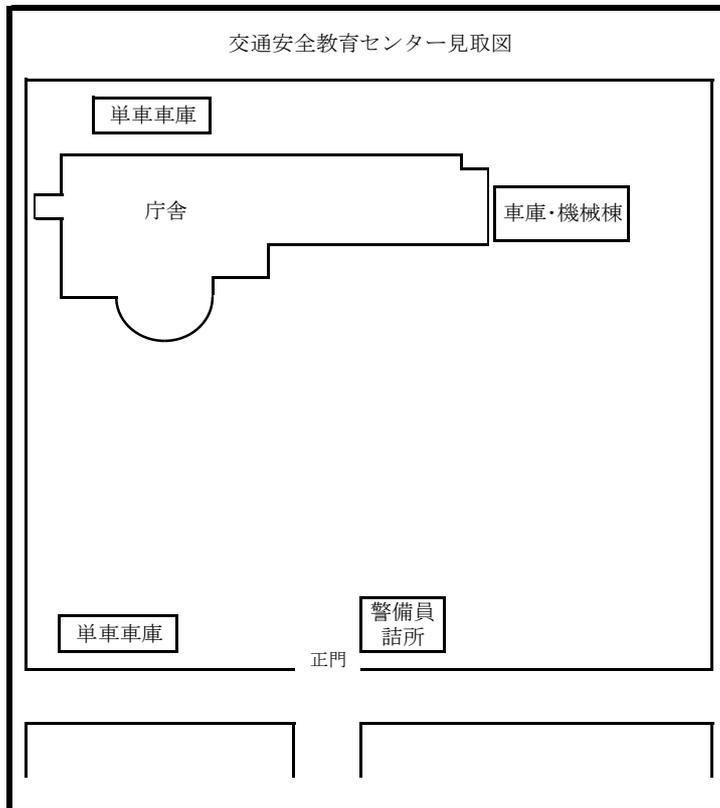
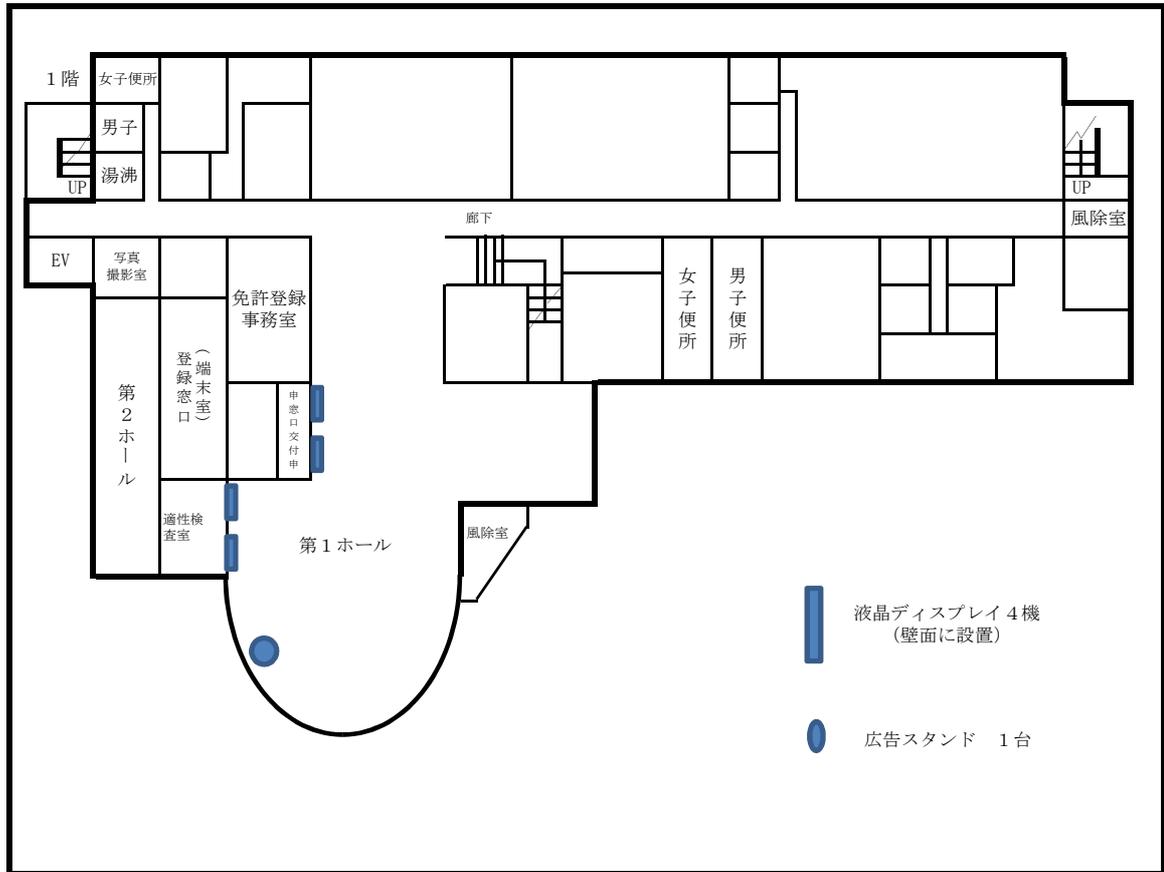
8 実施状況の調査

広告媒体の設置後、実施状況等を聴取する必要がありますので、御了承ください。

公 募 施 設 の 概 要

1 施 設 の 名 称	鹿児島県交通安全教育センター
2 利 用 目 的	運転免許の更新、講習の受講等
3 所 在 地	鹿児島市南栄5丁目1番2号
4 開 庁 日	土曜日、祝日、年末年始の休日を除く日
5 開 庁 時 間	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで 日曜日 午前7時45分から午後4時30分まで
6 年 間 利 用 者	令和5年実績 約152,000人
7 主 な 利 用 者	運転免許更新者、運転免許証再交付申請者、講習受講者
8 貸 付 期 間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで 5年間

交通安全教育センターの配置，略図



別記
第1号様式

応募申込書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

申込人（委任者）住 所
氏 名
電 話

鹿児島県交通安全教育センター（以下「免許センター」という。）広告付案内板設置事業者の募集について、募集要項の各条項の内容を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 設置希望場所及び応募価格

物件 記号	設 置 場 所	応 募 価 格 （ 提 案 貸 付 料 ）						
		百万	十万	万	千	百	十	円
ア	免許センター1階待合ホール壁面						0	0
イ	免許センター1階待合スペース							

※1 応募価格は、年額とし、百円単位（税抜）で記入してください。

なお、応募価格に（税抜）に百分の百十を乗じて得た額をもって年額貸付料とします。

また、応募価格には、光熱水費は含まないものとします。

2 応募価格は、算用数字で記入し、初めの数字の頭に「¥」又は「金」を記入してください。

2 添付書類

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 広告媒体の概要の分かる資料（使用計画書、関係図面等）
- (3) 事業概要
(法人) 登記簿（履歴事項全部証明書）
(個人) 確定申告書の控えの写し

3 その他

設置希望の案内板に関して特記事項があれば記入してください。

[]

別記

第2-1号様式

誓 約 書

私は、鹿児島県警察本部が実施する広告付案内板設置事業者の募集の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

- 1 応募申込書の提出に際し、鹿児島県交通安全教育センター広告付案内板設置事業者募集要項の内容について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 鹿児島県交通安全教育センター広告付案内板設置事業者募集要項「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

令和 年 月 日

申込人 住 所

(ふりがな)

氏 名

〔 法人又は団体にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電 話

(注) 1 自己及び自社の役員等の名簿(第2-2号様式)を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。

2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等(営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。)を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

